教 健 第 １ ５ ８ 号
令和４年６月１０日

長崎市立各小・中学校長　様

長崎市教育委員会
健 康 教 育 課 長
学 校 教 育 課 長
（公 印 省 略）

市立小中学校における令和４年６月１１日（土）以降の部活動の取扱いについて（通知）

部活動の取扱いについては、令和４年４月２５日付教健第５８号により実施されているところです。令和４年６月９日（木）より、長崎県全体の感染段階がレベル２－１（警戒警報）からレベル１（注意報）に引き下げられました。

ついては、令和４年６月１１日（土）より、当面の間、【別紙】に基づいた取組（県外交流制限の解除等）をお願いします。

なお、相対的に感染リスクが高い県外との交流は特に留意する必要があることから、感染の再拡大を招かないよう、引き続き、基本的感染防止対策の徹底をお願いします。

また、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

変更前	変更後
【別紙】 長崎市立小中学校の部活動の取扱いについて（令和４年４月２６日（火）以降、当面の間） 市立小中学校の部活動においては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、令和４年４月２６日(火)以降、当面の間、以下の取組を徹底してください。	【別紙】 長崎市立小中学校の部活動の取扱いについて（令和４年６月１１日（土）以降、当面の間） 市立小中学校の部活動においては、令和４年６月１１日(土)以降、当面の間、以下のとおり取り扱い願います。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組については引き続き徹底をお願いします。 【取扱い適用期間の変更】
○　健康観察を実施し、児童生徒本人に発熱や咳等の症状がある場合や、体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。また、同居の家族に未診断の発熱等の症状が見られる場合も参加させないこと。	○　健康観察を実施し、児童生徒本人に発熱や咳等の症状がある場合や、体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。 【同居家族の条件を削除】

○　活動について ①　ガイドラインに則った活動時間、休養日を設定すること。 ②　合同での練習会・練習試合・演奏会・地域行事への参加など、他校との交流等は県内の日帰りのみとし、宿泊を伴う合宿や交流はしないこと。また、県外との交流や県外での実施はしないこと（県外チームを県内に招聘することも含む）。 ③　室内で児童生徒同士が近接距離で行う合唱や管楽器演奏は、適切な距離を保ち、感染拡大防止に努めること。 ○　大会への参加について ①　大会への参加については、県内のみとするが、中央競技団体等や中体連・中文連が主催、共催、後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合については、県外も可とする。 ※　県内の大会参加については原則、日帰りでの参加とするが、離島からの参加や、やむを得ず宿泊する必要がある場合は、感染リスクが高い移動・飲食・入浴等の場面の感染防止対策を特に徹底し、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。 ②　特に、全国・九州大会等への参加後は、感染拡大防止の観点から、基本的感染防止対策や、健康管理の徹底に留意すること。	○　活動・大会参加について ①　ガイドラインに則った活動時間、休養日を設定すること。 ②　県内外を問わず、大会への参加を含めて、他校等との交流ができるものとする。 ③　宿泊する必要がある場合は、感染リスクが高い移動・飲食・入浴等の場面の感染防止対策を特に徹底し、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。 ④　特に、県外での活動後は、感染拡大防止の観点から、基本的感染防止対策や、健康管理の徹底に留意すること。 【交流・大会参加制限の解除】
・　移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気を行うこと。	・　マスクの着用については、令和４年５月２７日付教健第１２７号により、適切に対応すること。 【マスク着用についての確認】

【問い合わせ先】
〒850-8685　長崎市桜町2-22
長崎市教育委員会 健康教育課
保健体育係　担当：森田将史
TEL：095-829-1197/Fax：829-1298
Mail:kenkou02@nagasaki-city.ed.jp

【別紙】

長崎市立小中学校の部活動の取扱いについて（令和４年**６月１１日（土）以降、当面の間**）

市立小中学校の部活動においては、令和４年６月１１日(土)以降、当面の間、以下のとおり取り扱い願います。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る取組については引き続き徹底をお願いします。
また、自校における感染の状況が増加傾向にある場合等は活動を停止したり、交流を制限するなどの措置を各校で設定すること。

実施にあたって

○　**健康観察を実施**し、児童生徒本人に発熱や咳等の症状がある場合や、体調がすぐれない児童生徒は参加させないこと。
○　児童生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
○　活動・大会参加について
　①　ガイドラインに則った活動時間、休養日を設定すること。
　②　県内外を問わず、大会への参加を含めて、他校等との交流ができるものとする。
　③　宿泊する必要がある場合は、感染リスクが高い移動・飲食・入浴等の場面の感染防止対策を特に徹底し、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。
　④　特に、県外での活動後は、感染拡大防止の観点から、基本的感染防止対策や、健康管理の徹底に留意すること。
○　以下の「具体的な留意事項」の内容については、練習前に、指導者が児童生徒に対し確実に周知すること。なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせること。

具体的な留意事項　【感染拡大防止対策について】

・　基本的感染防止対策を継続すること。
・　練習前後の部室等の一斉利用と集団飲食を避け、練習終了後は速やかな帰宅を促すこと。
　※　更衣室や部室等は、交替で使用するなどして、一度に大人数の児童生徒が利用することを避ける。
　※　部員同士が集まって食事を摂る場面を避ける。
・　密集を避けるため活動時間などを工夫するとともに、活動中は大きな声での会話や応援等は行わないこと。
・　大会参加などで他チームと宿舎が同じ場合は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。
・　マスクの着用については、令和４年５月２７日付教健第１２７号により、適切に対応すること。
・　毎回、部活動単位で、児童生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。（健康観察記録表も必ず提出させること。）
・　体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
・　児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
・　給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
・　活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。

※「県ＨＰ」はこちらです。
○　『「長崎県からのお願い」に記載している「感染者が拡大している地域について」』で閲覧可
○　ＱＲコード：こちらからも確認できます。→